

## 公共交通の今後の取組みについて

### ○現在の計画

#### ・高梁市地域公共交通網形成計画

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定計画であり、「高梁市新総合計画」を上位計画とし、その他の関連する諸計画を踏まえ策定。

[計画策定] 平成27年3月      [計画期間] 平成27年3月～平成32年3月

[基本的な考え方]

##### ①交通施策の検証

これまでの交通施策を検証し、施策の有効性・効率性の観点から見直しを必要とする施策の改善策を検討。

##### ②交通不便地域の精査

交通資源の適正配分の観点から、交通空白地域や需要に見合った交通サービスが提供されていない地域を重点的に調査し、その対応策を検討。

##### ③まちづくりとの連携

まちづくりの基本となる「高梁市新総合計画後期基本計画」を踏まえ、駅周辺整備や観光振興、福祉施策等との連携を図る。

#### ・高梁市地域公共交通再編実施計画

地域公共交通網形成計画において再編事業の概要を定め、事業者等の同意を得て、事業の実施計画である「地域公共交通再編実施計画」を策定。(国土交通大臣認定)

[計画策定] 平成28年6月      [計画期間] 平成28年6月～平成32年3月

[主な内容]

①実施区域は、中心市街地、松山、松原町、落合町、成羽町、川上町、備中町地域。

②主な内容として、バス路線の充実・再編、乗合タクシーの運行等。

③事業を実施するための、市の支援策、必要な資金の調達方法。

### ○今後の取組み

#### ・次の事項について取組みを行う。

##### ①“地域の声”収集

地域の団体組織等を活用し、経費を含めた公共交通の現状を理解してもらい、自らが危機感を持ち、自らが利用促進を行う機運を醸成する。【別紙、「高梁市の公共交通、アンケート参照】

##### ②備中地域生活福祉バスの状況調査

生活福祉バスとスクールバスの混乗化を検討するうえで、利用状況等を委託事業者(運転手)にヒアリング実施。また、利用者数の推移及び予測等から運行車両についても研究を行う。

### ③運行基準の見直し等

現行の路線バスの低利用区間並びに乗合タクシーの見直し基準を、事業者、地域公共交通会議及び有識者との協議を行い、公共交通会議において定める。その基準によって減便や運行経路の縮小を含め、再編を行っていく。

### ④利用者の利便性向上に繋がる公共交通体系の構築

再編にあたっては、地域の特性に応じた新たな公共交通体系への変換を図るために路線バス、乗合タクシー、公共交通空白地有償運送やスクールバス等の有効な活用と組み合わせによる公共交通ネットワークを形成する。

市内運行事業者が不足する場合は、市外の運行事業者について検討を行う。